

要 望 事 項
一 東京都戦没者追悼式について 戦没者追悼式は、御英霊の慰霊・顕彰と戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える重要な式典です。 本年8月15日の東京都戦没者追悼式については、東京都知事のご尽力により、安全を確保し厳かに挙行できたことを深く感謝しています。 令和7年度は戦後80年の節目となることから、戦没者追悼式は次代を担う子供たちにも平和の尊さを学ぶ場としての式典となりますよう、御協力をよろしくをお願いします。 また、東京都南方地域戦没者追悼式及び東京都硫黄島戦没者追悼式についても、確実に挙行されますようお願いいたします。 二 東京都南方地域戦没者追悼式における「東京の塔」の参道の整備について 東京都南方地域戦没者追悼式は、東京都と共催で10月に沖縄県の「東京の塔」において実施しています。「東京の塔」への参道脇に車道がありますが、切り返しのできるスペースがないことから、車での参拝には制限があります。参拝者が高齢化しているため、参拝者が安全で無理なく参拝できるよう、道路の整備をお願いします。 三 戦後80年の節目とした出前授業などの実施 東京都戦没者霊苑の展示室をリニューアルし、戦没者の妻、兄弟、子のビデオを放映することにより、多くの若者たちも視聴し感銘を受けています。戦後80年を節目に、より一層、広く都民に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝承できますよう、東京都と遺族連合会会員が共働し、学校などで活用できる映像や遺品資料の作成など、また、小、中、高校等における出前授業などが効果的に展開できますよう、御協力をよろしくお願いします。 四 東京都戦没者霊苑の維持管理について 東京都戦没者霊苑は、先の大戦で亡くなられた東京都出身の16万人の戦没者の慰霊と英霊顕彰、都民の平和への願いをこめた施設として建立されました。 位牌等を保管している玄室や人工滝を有する池（水盤）の設備も経年劣化しており、本年度以降に必要な改修や設備更新等を行うと聞いています。今後も充実した管理が確保されるよう予算措置をお願いします。 また、展示室改修に伴い、休憩室の一部を映像展示スペースにしたことから休憩室が狭くなっています。隣接の和室をフローリング化するなどの改修については、令和7年度に工事を行う予定と聞いています。高齢化した遺族や都民にとってより使いやすい施設となるよう、今後も引き続き、予定している改修工事等、必要な予算措置をお願いします。

五 戦没者遺族に対する特別弔慰金の支給について

来年は戦後80年の節目の年となることから、新たな特別弔慰金が検討されていると聞いています。手続きを行う戦没者等の遺族は、前回よりもさらに高齢になっていることから、手続きの簡素化や早期裁定に向けた取り組みをお願いします。

また、特別弔慰金の支給要件について、戦没者の祭祀を行っている遺族の実態に合った制度となりますよう、戦没者の三親等内親族（甥・姪等）の「一年以上の生計関係を有すること」を要件としないよう、支給要件緩和に向け、国に働きかけをお願いします。

六 遺骨帰還事業の拡充強化について

平成28年3月に戦没者遺骨収集推進法が成立し、戦没者の遺骨収集は国の責務として、令和6年度までは集中実施期間として取り組んできましたが、今般、法律が一部改正され、集中実施期間を5年延長し、令和11年度までのとなりました。

遺族も高齢化していることも踏まえ、悲願である遺骨の帰還を一刻も早く実現できるよう、引き続き国への働きかけをお願いします。

東京都知事 小池百合子 殿

令和 7 年度 東京都予算等に対する要望

東京都印刷工業組合
公益社団法人東京グラフィックサービス工業会
東京グラフィックコミュニケーションズ工業組合
東京都製本工業組合

1. 業態変革(事業再構築)を推進する中小・小規模事業者への補助金及び金融支援

印刷産業は、印刷需要が減少する中で、同質化による過当競争が激化して厳しい状況となっている。このため同質化からの脱却と供給過剰の解消により、価格競争から価値づくりを競争(協創)する高付加価値コミュニケーションサービス産業へと業態変革(事業再構築やDX・AI事業推進)することを目指している。業態変革(事業再構築やDX・AI事業推進)を進めるための助成制度の拡充・拡張および金融支援の創設を要望する。

- ① 事業再構築に必要な人材、ITリテラシーの高い人材を確保・育成するための個企業に対する人材の確保・育成および企業の構造改革に取り組むための補助金と金融支援の創設を要望する。
- ② DX・AI事業推進に必要な環境整備として、印刷業界は業務で扱うデータ量が大きいため、ハイスpekクな機器が必要である。業界の実情にあわせた機器の購入ができるような助成金・支援を要望する。

2. 社会的責任(SR)調達の実現

経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じて、持続可能な社会に貢献することを都の社会的責任と捉え、これを果たすための「調達指針」を定められたことについては、賛意を示すとともに、社会貢献度が正當に評価される制度の実現を早急に図られたい。

SDGs に対応するためには、売上を追求するだけでなく、環境問題、働き方改革、情報セキュリティ、BCP 対策、社会貢献をしている(CSR 経営)東京の企業が東京都の地域課題を行政と共に解決することを目的としたSR調達を導入されるよう要望する。

- ① 情報保障、メディア・ユニバーサルデザイン(MUD)の採用と仕様書への明記

「調達指針」の人権の項では「多様性と包摂性が溢れる社会の前提となる、全ての人々にとっての情報アクセシビリティの確保(情報保障)への配慮がなされることが重要である。」と述べられており、メディア・ユニバーサルデザインの採用と仕様書への明記を要望する。

メディア・ユニバーサルデザインとは、さまざまな情報が高齢者・障害者・色覚障害者、外国人などにも、見やすく、伝わりやすくするための配慮手法であり、情報発信者やデザイン・制作者がMUD配慮を行うことで、より多くの方々に情報が伝わりやすくなるものであり、すでに福祉局では「カラーユニバーサルデザインガイドライン改訂検討会」が設置されており、MUD への取り組みが加速することを期待する。

ア. 障害者差別解消法で情報伝達分野において合理的配慮をして、見やすく伝わり易くする配慮の官民間わづの罰則規定付きの義務化。その具体的手法としてMUDの採用を仕様書に明記して頂きたい。

イ. 令和 2 年の教育指導要綱改訂において義務教育課程における発達特性、学習障害(LD)の生徒数の増加に伴い、教科書改訂要項にユニバーサルデザイン化が要求された。東京都の教育に関してもMU

Dの採用を仕様書に明記して頂きたい。

3.入札制度の改善

(1) 知的財産権(著作権)の財産的価値への配慮と保護

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に平成 29 年度から知的財産権の財産的価値に配慮することが加わり、令和2年度からは新たに調達コストの適正化や著作物の二次的利用を図る観点から「コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努める」という表現が加わった。中小印刷業界では、知的財産権の適切な取り扱いの推進に繋がると大いに期待しているところである。しかしながら、総務省が令和4年度に行った調査結果では、知的財産権の帰属先を発注者としている自治体が多く、東京都においてもこの基本方針を遵守していない部署への指導を行っていただくことを要望する。

(2) 著作権の正当な評価と著作者人格権の不行使特約条項の撤廃

令和 6 年 7 月に発表された東京都社会的責任調達指針(以下「調達指針」)において、知的財産の保護として「調達関連事業者は、工事・物品等の調達過程において、第三者の知的財産権(特許権、著作権、意匠権等)及び営業秘密を侵害してはならない。」(義務)としており、東京都においても著作権についてその正当な評価(対価)をしていただきたい。加えて、著作者の基本的な人権を否定する「著作者人格権の不行使特約条項」は即時撤廃するよう要望する。

(3) 最低制限価格制度の改善

令和4年度から最低制限価格制度が本格導入された。しかしながら制度を見ると課題も多いことから以下の点を改善するよう要望する。

① 価格の下限金額を 200 万円から 100 万円に引下げ

② 算定方式の割合を 10 分の 7.5 から 10 分の 8 に引上げ

また、最低制限価格制度の実施にあたり、一番重要なことは適正な予定価格を算出するための積算方法と積算根拠である。一般財団法人経済調査会発行の「積算資料印刷料金」に掲載されている積算方法の遵守は勿論のこと、人件費の大幅な上昇や用紙・インキ、アルミ印刷版などの原材料費、エネルギーコストの価格高騰を反映した実勢価格による予定価格の設定を要望する。

(4) 東京都の地元企業への優先発注

① 調達指針 5.8 地域経済の活性化では「調達関連事業者は、工事・物品等の調達過程において、地域の持続可能な活性化に取り組む中小事業者の受注機会の確保や持続可能性を踏まえて地域において生産された商品の利用に努めるべきである。」とあり、東京都においても印刷物の地元企業への優先発注を徹底され、東京都の中小・小規模事業者を積極的に活用されるよう強く要望する。

- ② 東京都の経済活動回復のための施策において、最近では印刷物とデジタルの両方（例えば、地域のプレミアム商品券の場合、紙の商品券とキャッシュレス決済）を求められるケースがあるが、印刷物とデジタル両方の一括発注では中小企業では対応できないケースがある。分割発注が望ましいが、一括発注せざるを得ない場合であって域外業者に発注する場合は、域内中小企業の振興および発展のため、域外業者に対して、域内の企業とJVを組むことを入札要件にする、あるいは域内の企業とJVを組んだ場合に加点評価する、といった制度を設けるように要望する。

4. 事業者団体向け支援事業の継続

東京都の施策を各業界に浸透させるためには、各業界団体から会員および組合員に啓発し、施策の取り組みを業界団体の事業として推進することが最も有効な手段である。そういった中で、これまで東京都では、「団体別採用カスパイラルアップ事業」、「業界別人材確保支援事業」、「はじめてテレワーク（テレワーク導入促進補助事業）」、「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」といった支援事業を展開し、印刷・同関連業界の事業者団体も積極的に活用しているところである。引き続き令和7年度も業界団体向け補助金事業、助成金事業、委託事業の実施を要望する。

5. 2030年「カーボンハーフ」に向けた省エネ機械設備投資への支援策の継続

東京都は、2030年「カーボンハーフ」達成に向けた施策として、ZEVの普及拡大や太陽光発電等の再エネ活用を掲げているが、製造業が取り組みやすい省エネ設備への買い替えや再生可能エネルギー導入に対する更なる支援をお願いしたい。営業や配送で使用するガソリン車からEV車等への買い替えや充電設備導入に対する更なる費用の一部助成、産業向け太陽光発電と蓄電池の導入やCO₂の見える化に寄与するクラウドシステム導入およびCO₂クレジット購入費用への補助といった施策の拡充・継続を要望する。

6. 外国人従業員教育、障害者雇用の助成金の拡大

障害者を1人雇用しなければならない事業主の範囲が、本年4月から従業員40人以上となり、今後も段階的に引き下げられる。東京都障害者安定雇用奨励金や外国人従業員を対象とした日本語教育費の助成金については、雇用確保のため一層の充実を求めるとともに雇用継続のための技能向上訓練への助成金等を要望する。

以上

東京都知事
小池 百合子 様

東京都農業協同組合中央会
代表理事会長 野崎 啓太郎

要 望 書

小池都知事をはじめ都関係者の皆様には、都民の生命・生活を守るために、日々ご尽力いただいていることに対し深く感謝申し上げます。

都内における農業経営は、農業生産にかかる生産コストの高騰や相続等を理由に農業継承をあきらめてしまう者も多く、生産者の高齢化と農地の減少には歯止めがかかっていない状況であり、東京の農業は、今まさに、岐路に立っています。

都市農業を持続可能なものとするには、都市農業の担い手を確保し、また生産をはじめ多様な機能を発揮する農地を確保・保全する必要があります。

J A東京グループは、自助、共助により農業者の経営力向上をしっかりと進め、食料生産を幹としつつ、環境・まちづくり・教育など様々な分野に太い枝を広げる東京農業を支え続けていきます。

東京都におかれましては、引き続き農地を次代に残していくための農地保全、さらには、都市農業を守り育てる農業者への支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

記

(1) 生産者の営農継続のための施策の充実

東京都では、都市部・山間部・島しょ部の様々な気候風土の中で農業が展開されている。そして生産者は、生産から流通、販売まで様々な工夫を凝らして農業収益最大限に上げられるよう日々努力している。

しかしながら、肥料、農薬、燃料、農業用ビニールなどの幅広い生産資材は、4年前の価格に比べ20%程度の上昇となってしまうている。

さらに人件費の上昇、異常気象による減収が加わり、生産者の農業所得は減る一方である。この状況が続くと農業での再生産が困難になりかねない。

よって、農業に真摯に取り組む生産者への生産資材、農業用機械、農産物

販売機器に対する支援を実施していただきたい。

また、販路拡大の面から都心部の消費者が都内生産者から容易に東京都産農畜産物を購入できるように、物流に焦点を当てた消費拡大への支援を行うこと。

（２）農地の確保・保全

東京都の農業と農地は都民のための農産物生産はもとより、農業体験農園等は、地域の人々に農や食の楽しさと生産の厳しさを伝えている。

さらに農地は、東京都の“みどり”としても貴重である。例えば東京都の一人当たり公園面積は 5.74 m²であり、パリの面積の半分である。しかし、都の農地面積 6,190ha を加えると一人当たり約 10 m²になり、ようやくパリやソウルと同程度になる。公園や農地の都市空間は防災上も都市に極めて重要である。

東京都の農地は、平成 25 年からの 10 年間で千代田区の面積に相当する 1200ha、16%が減少し、47 都道府県で最も高い減少率となっている。

特に生産緑地は、相続税の支払等の売却などで毎年約 50ha が減少していたが、令和 5 年度には指定後 30 年の特定生産緑地への切替えによる減少も加わり年間約 100ha も減少した。

このままの農地政策では、東京都の農地 6,190ha は 50 年後には無くなる。

国際分業の脆さが明らかとなり、食料生産の重要性が認識された現在、人々の暮らしと営み、そして食料生産が調和した都市の農業と農地は、次の世代に残すべき貴重な都市の財産である。

農地の減少に歯止めをかけるために、東京都において農地の税制と多面的機能の面から農地を確実に保全する施策を検討し、財務省と国土交通省に新たな提言を行い、東京農業ひいては日本農業の将来を希望あるものとするよう要望する。

以上

令和7年度 東京都予算に対する要望

東京都農業共済組合経営強化支援事業等の継続について

令和6年11月5日

東京都農業共済組合



東京都におかれましては、農業保険の実施主体である東京都農業共済組合の運営につきまして、日頃より特段のご指導とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

また、経営強化支援事業に加え、令和3年度からの農業経営収入保険加入推進事業による加入者の保険料助成をいただき感謝申し上げます。

本年6月に施行された改正食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の議論が本格化する中、農業者からは農業所得の確保・増大を期待する声が上がっております。「東京農業振興プラン」に基づいた東京都による様々な支援を受け、都内農業者は生産物のブランド化や販路開拓等の経営改善に努め、収益性向上に取り組んでいるものと伺っております。しかし、担い手の高齢化や相続に伴う農地の減少、肥料や飼料をはじめとした生産資材の価格高騰に加え、上昇コスト分を農産物価格に転嫁することの難しさなど、未だ厳しい環境におかれております。

東京における農業は、都民へ新鮮でおいしい都内農産物を安定供給するとともに、「東京グリーンビズ」にもあるように、緑地として都民に潤いのある生活環境を形成するほか、環境保全や防災といった公益的な役割を持っています。このような都市農業が将来にわたり健全な農業経営を継続できるよう、既存の農業者をはじめ、就農初期や経営発展期の農業者に対しても、農業保険のセーフティネット機能は益々重要となってきております。

東京都農業共済組合は農業保険法に基づき、農業者が自然災害等の不慮の事故によって受けた損失を補てんする「農業共済事業」並びに自然災害の他、農産物の受給変動その他の事情による農業収入の減少を補てんする「農業経営収入保険事業」を通じ、東京の農業者の農業経営をサポートしております。しかし、これら農業保険の加入対象となる農業者の減少等により、当組合の財務は依然として厳しい状況が続いております。

食料安全保障の基本的産業であり、都民にとってかけがえのない財産である東京農業を守るため、東京都農業共済組合の経営強化支援事業、並びに農業経営収入保険加入推進支援事業の継続を要望いたします。

1. 東京都農業共済組合とは

- 農業保険法に基づき、東京の農業者の農業経営の安定を図るため、自然災害等による損失を補てんする「農業共済事業」並びに農業収入の減少を補てんする「農業経営収入保険事業」を行い、農業経営の持続的発展に資することを目的としています。
- 平成30年4月に農業保険法が施行され、新たに農業経営収入保険事業が加わったことで、これまでの農業共済事業では対象とならなかった農業者を含めより多くの農業者に「安心のセーフティネット」を展開しています。

〈令和5年度の農業保険事業の実績〉

共済、保険の種類 (主な補償対象)		加入者数 (人)
農業保険		1,711
農業共済		1,483
農作物共済（水稻、陸稻）、家畜共済（乳牛、肉牛）、果樹共済（梨）、園芸施設共済（パイプハウス、鉄骨ハウス）、任意共済（農家建物、農業機械等）		
農業経営収入保険		491
（農業者が自ら生産した農産物の販売収入）		

※ 複数の共済、保険に加入できるため、内訳と合計は一致しない

2. 農業共済組合を取り巻く概況

- 本組合では、財務の厳しい状況を打開するため平成20年度から4分野36事項の組織改革・財務健全化計画、並びに「実施体制の改善計画」に取り組み効率的で効果的な組合運営に努めて参りました。しかしながら、農地の減少等、東京の農業における課題により厳しい財務状況が続いています。
- より効率的・効果的な業務執行と財務改善のため、組織のあるべき姿を目指した更なる「実施体制の改善計画」を策定し、令和9年度を目途に計画達成に向け取り組んでおります。

3. 農業被害の状況と農業共済事業の共済金支払実績

- 近年は異常気象が常態化し、日本全国各地で線状降水帯による集中豪雨が発生し、河川の氾濫・土砂崩れなど、自然災害が時と場所を選ばず頻発し甚大な被害が発生しています。東京においても、降雹や台風等による農業災害が発生し多くの農業者が被害を被っています。

〈過去5年間の共済金支払実績〉

年度	支払共済金
令和元年度	185,899千円
令和2年度	70,589千円
令和3年度	67,877千円
令和4年度	61,424千円
令和5年度	44,071千円
5年間計	429,860千円

※支払共済金は全制度共済合計

〈東京における近年の大規模被害と共済金支払額〉

	被害面積	支払共済金
平成24年5月の降雹による 梨の被害	513a	23,758千円
平成26年2月の降雪による 園芸施設被害	458棟	134,872千円
平成30年10月の台風第24 号による園芸施設被害	723棟	88,923千円
令和元年9月の台風第15号、 第19号及び第21号による 園芸施設被害	551棟	88,122千円

4. 「経営強化支援事業」の必要性

都民へ都内農産物を安定供給するとともに、意欲ある担い手農業者、若手後継者並びに新規就農者が安心して営農できること、安心して新しい取組にチャレンジできる東京農業を維持するため、農業共済組合の役割は増々高まっております。農業のセーフティネットである農業保険制度を東京の農業者がより広く活用できるよう、以下の3事業からなる農業共済組合経営強化支援事業の継続を要望いたします。

(1) 果樹損害防止事業

果樹農家の病虫害による被害を未然に防ぎ、損失を発生させないことを目的とした損害防止活動を実施することにより、農業経営の安定と共済金の支払抑制による組合の経営安定に大きく寄与している事業です。

- ・ 梨のハダニ被害を未然防止するための損害防止費用
- ・ 共済金の支払削減による運営費の確保

(2) 加入促進事業

当組合の実施事業である農業保険事業を強力に推進し、農業経営の安定と加入にともなう事務費賦課収入の確保により組織運営の安定化を図っていく事業です。

- ・ 農業保険事業をより広く農業者が活用するための加入促進費
- ・ 加入促進にともなう事業拡大により事務費賦課金収入の増収を図り組合運営のための財源を確保

(3) 人材育成事業

当組合は、職員数17名と少数精鋭で島しょ部を含む東京都内全域を管轄しているため、常に一人一人の職員の資質向上が必要であります。職員の資質向上は、効率的で効果的な加入促進を行う上で不可欠な事業です。

- ・ 農業保険事業の加入促進のための専門知識の習得

5. 農業経営収入保険事業の実績

令和元年度より補償が開始された農業経営収入保険事業の実績は、年々加入者が増加しており、下記のとおりとなっております。

<農業経営収入保険事業の実績>

	加入実績		保険金支払実績	
	加入件数 (経営体)	補償額 (千円)	支払件数 (件)	支払保険金 (千円)
令和2年	131	717,278	41	46,472
令和3年	202	1,260,907	50	94,052
令和4年	355	1,830,711	92	71,041
令和5年	416	2,156,805	117	78,543
令和6年	491	2,562,851	—	—

※ 令和6年8月末時点の暫定値

6. 「収入保険加入推進支援事業」の必要性

本年の夏も、記録的な猛暑となった昨年に匹敵する高温や豪雨等が露地野菜、果樹栽培等に大きな農業被害をもたらしております。農業経営収入保険事業は、既存の共済事業では補償対象外であった露地野菜経営や複数の樹種で営む果樹経営も対象となります。

そのため農業経営収入保険事業は、令和5年度より開始した「未来へつなぐ」サポート運動において、新たな加入目標を令和9年度までに17万経営体を目指し、全国の農業共済組合が一丸となり推進活動を強化しております。

都内の農業者の経営安定のため、自然災害に加え、価格や需要の低下、労働力不足による作付面積の減少など幅広いリスクに対応できる農業経営収入保険事業の加入者拡大を図るため、本組合は、加入推進に資する取組を強力に推し進めることが求められております。収入保険をより多くの農業者に活用いただくため、また農業者の負担軽減のための保険料の助成並びに加入推進活動への支援等の継続を要望いたします。

2024年11月5日

東京都知事

小池 百合子 様

日本労働組合総連合会東京都連合会

会 長 齊 藤 千 秋

要望書

国内の経済情勢は、企業収益、雇用・賃金が改善し、緩やかに景気が回復しているものの、物価上昇が賃金上昇を上回り、実質賃金のマイナスが続ки、個人消費の弱さが課題となっています。2024年4-6月期のGDPの成長率は前期比で0.8%増、名目GDP成長率は前期比で1.8%増と、ともに2四半期ぶりのプラスとなりました。しかし実質賃金は同年6月に27か月ぶりにプラスとなったものの、同年8月時点で3か月ぶりにマイナスに転じており、物価高の影響が続いています。

東京の同年4-6月の完全失業率は3.0%で前年同月に比べ0.4ポイント上昇、同年6月の有効求人倍率は1.52倍でした。また、2023年労働力調査では、雇用者数は764万3千人で、前年に比べ4万3千人増加したものの、非正規雇用労働者が全雇用労働者の約34%、約243万人に増えており、その約7割を女性が占めています。無期雇用を望む不本意非正規雇用労働者は、全国で196万人います。

経済の本格回復と自律的成長には、雇用の安定、失業なき労働移動を前提とした生産性の向上、実質賃金の上昇、所得の向上が必要であり、効果的な就労支援、職業能力開発が引き続き重要となります。また、すべての労働者が安心して働き続けることのできる職場環境の更なる整備も求められます。

さらに、地域においては、いわゆる「多摩格差」を解消するための整備に加え、社会インフラ等を支える公的サービスにおける人材と質を確保するための労働環境等の改善がますます重要となっています。

連合東京は、働く者、生活者の立場から、東京都に対して下記のとおり要望します。都の施策に反映いただけますようお願い申し上げます。

記

1 カスタマーハラスメント対策の強化と周知・啓発の促進

都民に対するカスタマーハラスメント防止条例およびガイドラインの正しい理解・啓発に向けた周知とともに、実効性のあるカスタマーハラスメント防止策を促進する取り組みを求めます。

2 多摩地域の持続的な発展

市町村総合交付金制度を充実するとともに、市町村立学校の給食費無償化を来年度以降も継続できるよう、取り組みの強化を求めます。また、高齢者の移動の権利として、多摩都市モノレールをシルバーパスの適用とするよう求めます。

さらに、多摩地域の保健所機能について、新設した「市町村連携課」の取り組み強化とともに、必要に応じて都立保健所の増設を求めます。

3 雇用安定と所得向上の取り組み

女性、就職氷河期世代、就労困難者などの雇用安定と所得向上に向け、就労支援、職業能力開発事業の更なる推進を求めます。特に、不本意非正規雇用となっている人が安心して正規雇用できる施策の推進を求めます。

また、男女間賃金格差の解消に向け、中小企業における賃金テーブル作成などを支援できる社会保険労務士による相談窓口の設置を求めます。

4 公契約条例の制定

東京都の「持続可能な公共調達」(SDGs)、経済の持続的発展のため、都発注の公共サービスのサプライチェーンにおける適正取引、働く人への適切な賃金・報酬の支払いを確保する「東京都社会的責任調達条例」※の制定を求めます。

※労働条項のある公契約条例。公契約条例は、2024年9月末現在、都内14区3市が制定、都内複数自治体や隣県が条例制定等に関し検討中。

5 東京の公共サービスを支える従事者の処遇改善

質の高い公共サービスの提供と、東京の生活実態に見合う賃金水準確保のため、東京都の公共サービス従事者の処遇改善を求めます。

特に、特別区清掃事業を受注する民間事業者のもとで働く清掃労働者等に対する適正な賃金・報酬の支払いを求めます。

以 上